



1. 本研究会の経緯・目的

- ロボットタクシーや自動運転バスの導入に向け、自動運転における自賠法上の損害賠償責任について論点整理の上、とりまとめを行う。

2. 検討事項

- 平成30年の「自動運転における損害賠償責任に関する研究会※」において、自動運転における自賠法上の損害賠償責任について、一定の整理を行ったところであるが、「特定自動運行に係る許可制度の創設(令和5年4月)」により、**旅客運送事業者及び特定自動運行実施者が協同して旅客運送を行うビジネスモデルの登場が想定されているため、当該ビジネスモデルのように複数の主体が協同で旅客運送事業を実施する場合における運行供用者責任の在り方について検討を行う。**

※車両の所有者である運送事業者を運行供用者と、遠隔監視・操作を行う者を運転者(自賠法第2条4項)として観念することができると整理

3. スケジュール(案)

第1回(令和6年10月)

1. 本検討会の設置趣旨
2. 自動運転を巡る動向
3. 自動運転における損害賠償責任に関する研究会報告書(平成30年)
4. 自賠法における検討事項

第2回(令和6年12月)

1. 日本及び諸外国における自動運転の検討状況
2. 管理の受委託の運用の明確化案について
3. 論点整理

第3回(令和7年2月)

1. 論点整理案(骨子)

第4回(令和7年3月)

1. とりまとめ

第5回(令和7年6月) ※要すれば開催

4. 委員等

【委員】

- ・藤田 友敬 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- ・金岡 京子 東京海洋大学理事・副学長
- ・古笛 恵子 コブエ法律事務所 弁護士
- ・佐藤 典仁 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
- ・寺田 一薫 福島学院大学マネジメント学部
地域マネジメント学科教授

(敬称略)

【オブザーバー】

- ・(公社)日本バス協会
- ・(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会
- ・(一社)日本自動車会議所
- ・(一社)日本自動車工業会
- ・(一社)日本損害保険協会
- ・全国共済農業協同組合連合会
- ・その他議題によって検討
- ・損害保険料率算出機構
- ・金融庁
- ・警察庁
- ・消費者庁
- ・デジタル庁
- ・法務省